

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成31年3月11日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時23分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

福 富 善 明 入 野 登志子 永 田 武 志

関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

茂 呂 健 市 内 海 成 和 小久保 かおる

針 谷 育 造 氏 家 晃 千 葉 正 弘

白 石 幹 男 小 堀 良 江 梅 澤 米 満

中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	茅原		剛
総合政策部副部長	小保方	昭	洋
総務部長	川津	浩	章
財務部長	杉山	知	也
消防長	石田		栄
選挙管理委員会事務局長	橘	唯	弘
総合政策課長	増山	昌	章
シティプロモーション課長	福田	栄	治
地域づくり推進課長	横倉	延	男
都賀地域づくり推進課長	佐藤	真	治
総務課長	名淵	正	己
職員課長	瀬下	昌	宏
情報システム課長	塚田		薫
管財課長	萩原	雄	一
財政課長	寺内	秀	行
市民税課長	海老沼	文	明
資産税課長	山野井	広	実
消防総務課長	上岡	健	司
消防総務課主幹	小川	信	幸
警防課長	鈴木	宏	之
選挙管理委員会事務局次長	田嶋		亘
議事課長	金井	武	彦

平成31年第1回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成31年3月11日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第15号 栃木市市民憲章審議会条例の制定について

日程第2 議案第16号 栃木市コンプライアンス推進条例の制定について

日程第3 議案第19号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第20号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第25号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第26号 栃木市特別会計条例を廃止する条例の制定について

日程第7 議案第 8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第15号 栃木市市民憲章審議会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） おはようございます。説明者一同、簡潔明瞭な説明及び答弁に努めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第15号 栃木市市民憲章審議会条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は6ページから8ページ、議案説明書は6ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の6ページをごらんください。提案理由であります、市民憲章の制定に当たり必要な事項の審議を行う附属機関として、栃木市市民憲章審議会を設置するため、本条例の制定につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の6ページをごらんいただきたいと思えます。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、次の7ページをごらんください。条例案となりますが、第1条の設置につきましては、市民憲章の制定に当たり必要な事項を審議するため、本審議会を設置いたします。

第2条の所掌事務につきましては、市長の諮問に応じ市民憲章の原案に関する事項等を審議し、答申をいたします。

第3条の組織につきましては、委員15人以内をもって組織し、学識経験を有する者、関係機関または関係団体を代表する者、公募による者などのうちから市長が委嘱いたします。

第4条の任期につきましては、委嘱の日から市民憲章を制定するまでといたします。

第5条の会長につきましては、委員の互選により定め、会務を総理し、審議会を代表いたします。

8ページをごらんください。第6条の会議につきましては、会長が招集し、その議長となることのほか、定足数や表決数などについて定めております。

第7条の庶務につきましては、総務部総務課において処理をいたします。

第8条の委任につきましては、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定めます。

附則であります、この条例は本年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

入野委員。

○委員（入野登志子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の7ページの組織のところなのですが、委員が15名以内ということで、(1)、(2)、(3)、(4)ありますけれども、学識経験者とか、あと公募はどういった形で、市民の皆様から公募すると思うのですが、やり方についてお伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） まず、委員の人数でございますが、15人以内ということで、現在考えておりますのは12人ということで考えております。内訳といたしますと、学識経験者が1名と関係機関や団体から9名、ご質問のありました公募につきましては男女各1名を予定しております。

募集の方法でございますが、本日ご承認をいただきましてご議決その後いただきました場合には広報とちぎや各施設に募集のチラシなど置きまして、募集をしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） (3)の公募の男女1名ずつはちょっと少ないかなと思ったのですが、公募によって12名だけれども、15名までということもあり得ますでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 一応市のほうでガイドラインをつくってございまして、審議会等の人数が

20名以下の場合には2人、それを超える場合には3人ということで基本を定めておりますので、一応2人ということにしておりますけれども、第3号のその他の委員やあるいは公募委員につきましては基本公募については2人で考えておりますけれども、必要に応じまして先ほど申しました15人以内のうち若干余裕もございますので、そちらにつきましては公募の状況も踏まえながら考えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 関係機関及び関係団体ということが7ページに書いてあるのですけれども、栃木市ももう一体感になってきたかと思うのですけれども、まだまだ地域間で温度差がちょっとあるかなと思うのですけれども、そこら辺のお考えはいかがでしょう。

○委員長（福田裕司君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 今回特に地域要件というのを設けておりませんで、分野で考えていきなというふうに考えております。9名ということでご説明させていただいたのですが、現在考えておりますのが各お一人なのですけれども、自治会関係、商工関係、農業関係、福祉関係、女性・若者、文化関係、教育関係、子育て関係の団体から1名ずつお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 先ほどの入野さんの関連の質問をいたします。公募男女1名ずつということですが、それを超えた場合は若干の余裕があるのではということではありますが、競争試験みたいなことにはなるのですか。そうではなくて原則的には公募のあった方は2名以内であれば、2名以内の場合は採ることになるのか、その辺も含めまして質問いたします。

○委員長（福田裕司君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 公募委員の選定の仕方でございますけれども、今委員からお話がありましたように、多分2人以内であればその方をお願いする形になりまして、今のところ多くの方にお申し込みいただいた場合には抽せんをしたいと考えております。

○委員長（福田裕司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、議案第16号 栃木市コンプライアンス推進条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第16号 栃木市コンプライアンス推進条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は9ページから22ページ、議案説明書は7ページとなります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の7ページをごらんください。提案理由であります、市のコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めることにより、公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政運営を確保するため、本条例を制定することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の9ページをごらんいただきたいと思っております。こちら制定文となりますので、説明を省略させていただきます、次の10ページをごらんください。条例案となりますが、目次をごらんいただきたいと思っております。第1章で総則を、第2章で栃木市コンプライアンス審査会を、第3章で公益通報を、第4章で不当要求行為等防止対策を、第5章で不祥事防止対策を、第6章で雑則を定めております。

まず、第1章の総則であります、第1条の目的につきましては、ただいま提案理由で述べたとおりとなります。第2条の定義であります、第1号のコンプライアンスにつきましては、職員が法令等及び第3条に規定する職員の責務を遵守することとしております。なお、第2号以下につきましては、各条文の説明の中で説明をさせていただきます。

少し飛びますが、13ページをごらんください。第3条及び第4条につきましては、市のコンプライアンスを推進する上で必要となる職員等及び市長等の責務をそれぞれ定めております。なお、市長等につきましては、市長のほか行政委員会及び消防長としております。

次に、第2章の栃木市コンプライアンス審査会であります、第5条は本市のコンプライアンスの推進を図るため本審査会を設置することを、第6条は本審査会の所掌事項を市のコンプライアン

ス体制や不当要求行為等対策について意見を述べることのほか、内部公益通報や不祥事に関する調査及び報告等とすることを。

14ページをごらんいただきたいと思います。第7条は審査会の委員を3人とすることを、第8条は委員について法律または行政に関しすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱し、任期を2年とすることを、第9条は特別の事項を調査、審議させるため審査会に臨時委員を置くことができることを。

15ページをごらんください。第10条は、委員の守秘義務をそれぞれ定めております。

次に、第3章の公益通報であります。第1節は内部公益通報となります。なお、内部公益通報につきましても、職員等が市政運営に関する法令違反等を通報することとしております。条文であります。第11条は市民及び職員等が内部公益通報をできることを、第12条は内部公益通報に関する相談及び受け付けを行うため、庁内及び庁外に窓口を設置することを、第13条は内部公益通報は実名により書面で行うことを、第14条は外部窓口が内部公益通報を受けたときは遅滞なく審査会に移送することを。

16ページをごらんください。第15条は内部公益通報を受けたときに審査会が行う調査及び報告等の手順を、第16条は審査会から公益通報の対象となった事実があるかの報告を受けたとき、市長等は是正措置や再発防止策等を講じなければならないことを。

17ページをごらんください。第17条は市長等は内部公益通報を行った職員等に対して不利益な取り扱いを行ってはならないことを、第18条は通報した職員が不利益な取り扱いを受けた場合に審査会に対して是正の申し立てができることを、第19条は前条の申し立てがなされたときに審査会が行う調査の手順と不利益な取り扱いが認められたときには審査会から市長へ勧告することができることを。

18ページをごらんください。第20条は請負事業者や指定管理者の従業員等が公益通報したことにより不利益な取り扱いを受けたときは、市長等から雇用主に対して是正を求めなければならないことを、第21条は内部公益通報及び申し立てに加入する者の秘密の保持義務を、第22条は審査会の調査に協力した者への不利益取り扱いの禁止を、第23条はみずから関係する公益通報事案への職員の関与の禁止をそれぞれ定めております。

次に、第2節の外部公益通報であります。外部公益通報につきましても、労働者が労務提供先における法令違反等を処分等の権限を有する市長等に通報することとしております。条文でございます。第24条は庁内に外部公益通報の案内窓口を置くことを。

19ページをごらんください。第25条は外部公益通報があったとき、市長等は必要な調査を行い、法令に基づく措置等を講じなければならないことを、第26条は外部公益通報に関与する者の秘密の保持義務をそれぞれ定めております。

次に、第4章の不当要求行為等防止対策であります。不当要求行為等につきましても、秩序の維



持、職務の遂行、または庁舎等の保全に支障が生じる行為として、第2条の定義の規定の中で4項目を定めております。条文でございますが、第27条は不当要求行為等に対して全庁的に対応するため、栃木市不当要求行為等対策委員会を設置することを、第28条は不当要求行為等を受けたときの職員の義務、管理監督者及び市長等の対応、並びに不当要求行為等対策委員会において協議することを。

20ページをごらんいただきたいと思います。第29条及び第30条は、市長が必要な措置を講じても不当要求行為等が続いた場合に、警告や公表を行うことができることをそれぞれ定めております。

21ページをごらんください。第5章の不祥事防止対策についてであります。第31条は不祥事を未然に防止するための職員及び市長等の責務を、第32条は不祥事が発生し、または不祥事が発生するおそれがある場合、市長等は調査を行い、是正措置、再発防止策及び公表をしなければならないことを、また審査会に対して調査の依頼や意見の聴取ができることを定めております。

22ページをごらんください。第6章の雑則であります。第33条は規則への委任規定となっております。

次に、附則につきましては、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

なお、本条例案につきましては、昨年の9月26日に開催されました議員研究会で説明をさせていただきました後、パブリックコメントを実施いたしました。特に意見がございませんでしたことから議員研究会以降、内容に変更がないことを申し添えさせていただきたいと思っております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 議員研究会で説明を受けておりますので、あらかじめ承知をしております。コンプライアンスという言葉が大分社会に十分に浸透してきたというか、そういうことなのですが、特に大企業なんかにお勤めの方はもう専ら身をもって感じているということだろうと思うのですが、一般の人たちにとってはなかなかなじみが薄いと。そういう中で今回こういったコンプライアンスの条例をつくらうということは、その時代の流れとか、あるいは行政を進めていく上でこういった具体的な不便といいますか、制度があったほうがよかろうという事態があったとか、その条例制定の発端となったきっかけについて質問いたします。

○委員長（福田裕司君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 条例制定のきっかけといいますと、まず第一に議会の一般質問におきましてコンプライアンス推進条例等の制定を求める声をたくさんいただいたことというのがございま

す。ご案内のとおり新市になりましてから幾つか本市におきましても、俗に言う不祥事と言われるようなことが発生しております。本来不祥事を発生させないということが一番いいということになりますので、どちらかといいますと、今回の条例につきましては、コンプライアンスの推進が第一の目的でございますが、リスク管理という部分も大分含まれております。そういう中で市といたしましては、職員については職員研修等を通してコンプライアンスの推進に努めているところでございますが、どうしても過失等もございまして、絶対に起きないかということになってきますと、必ずしもそうは言えない部分もあるということで、まず第一に法令を遵守するというのを大前提とした中で、もしそういうことが起きてしまった場合の対策も含めまして今回の条例を制定させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） よくわかりました。

では、続いて、27条について質問いたします。今説明があったのですが、全庁的に対応するために栃木市不当要求行為等対策委員会を設置するという事は、これは常設で置くということになるわけですか。

○委員長（福田裕司君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） 常設で設置したいと考えております。人数につきましては、現在のところ3名を考えておまして、これまでも要綱でございましたけれども、コンプライアンス委員会の要綱がございまして、そちらの要綱の中で設置している委員会につきましては、大学の法学部の先生お二人と弁護士さんお二人に現在依頼しまして、内容的には市のコンプライアンス体制について意見を述べていただくということだけの委員会となっておりますが、引き続きその委員さんをお願いできれば同じような形で考えていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、この前の質疑の中で発生してからということもあるけれども、出さないことが重要だという答弁がありましたけれども、この委員会は不当要求行為が起きたときに対処するためのものなのか、あるいは年に1度、2度、数回はそういった防止策についての確認をするというようなことまで含むのか、そのことについてお伺いいたします。

○委員長（福田裕司君） 名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） ただいま申し上げましたとおり、コンプライアンスにつきましては法令を遵守すると、不祥事を起こさないというのがまず第一でございますので、審議会におきましても一番最初の目的というのが市のコンプライアンス推進体制がちゃんと整っているかどうかチェックするということが第一の仕事になっております。もし仮に起きてしまった場合はこういうことをしま

すよというような定め方になっておりますので、そちらについては委員さんご指摘のとおりまずコンプライアンスを遵守するという事で考えております。

以上でございます。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、議案第19号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第19号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は37ページ及び38ページ、議案説明書は11ページから13ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、11ページをごらんください。提案理由であります、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務に係る規定の整備を行うものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の12ページ、13ページをお開きください。左のページが現行、右のページは改正案となります。改正案につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務について定める第8条に、第3項として公務のため臨時または緊急の必要がある場合に命ずることができる時間外勤務に関する規則への委任規定を追加するものです。今後制定いたします規則において定める時間外勤務命令の上限につきましては、原則として1カ月について45時間、かつ1年について360時間の範囲内、また予算折衝や地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量や時期などをみずから決定することが困難な業務の比重の高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間未満、かつ1年について724時間の範囲内とすることを予定しております。

なお、大規模災害への対処、その他の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員に対しましては、上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることといたします。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の37ページをお開きください。こちらは制定文となりますので、説明は省略をさせていただきます、次の38ページをごらんください。改正文ではありますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則におきまして、施行期日につきましては、本年の4月1日からといたします。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 2つほどお聞きしたいのですが、例えば今残業につきましてはの時間帯ですが、それについては大体の時間帯が多分集計できていると思うのです。その時間帯でこれに今度条例で規定をしまして、例えば削減とか見込みというのではないのですけれども、大まかな数字がもしつかめていればお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 瀬下職員課長。

○職員課長（瀬下昌宏君） 現在の時間外勤務の状況なのですが、平成29年度の数字となりますが、今回原則としての上限として定めます45時間以上の時間外勤務については、平均しますと月に大体110人程度の職員が従事しております。また、1カ月100時間を超えるような時間外勤務については、月に平均しますと3人から4人程度の職員が従事をしているところでございます。今回上限を定めることによりましてどの程度削減が可能かということにつきましては、これまでもノー残業デーの設定ですとか、そういったことで時間外勤務の縮減について職員のほうには周知をしてき

たところなのですけれども、上限という数値目標が設定されましたので、時間外勤務命令をするに当たって命令をする上司のほうが時間を意識して時間外命令をできるようになるというふうを考えておきまして、具体的に何時間減るかということはわからないのですけれども、効果はあるものというふうを考えております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第4、議案第20号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第20号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は39ページから50ページ、議案説明書は14ページから45ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の14ページをごらんください。提案理由であります、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては記載のとおりであります、詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、16ページ、17ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。改正案、第18条の3につきましては、納税証明事項の規定ですが、地方税法の改正に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更するものであります。車体課税の見直しにより、本年10月1日以降、自動車取得税が廃止となり、かわって環境性能割が新たに設けられました。これに伴い軽自動車税は軽自動車税の種別割と名称が変わるものであります。

次に、第19条につきましては、環境性能割の導入に伴い、納付期限後に税金を納付する場合の延滞金の加算に係る引用条項の整理を行うものであります。

次に、18、19ページをごらんください。第34条の4につきましては、法人市民税の法人税割の標準税率及び制限税率引き下げに係る規定の整備を行うものであり、税率を12.1%から8.4%に引き下げるものであります。

次に、第80条につきましては、軽自動車税の納税義務者について3輪以上の軽自動車を取得した者に環境性能割を課し、軽自動車を所有している者に種別割を課すこと、及び軽自動車税を種別割に名称を変更するなどの規定を整備するものであります。

第80条の2につきましては、改正前の日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を規定した第80条の2の条ずれに伴い、第80条の3を第80条の2とし、軽自動車税を種別割に名称を変更するものであります。

第81条につきましては、みなし課税について規定したもので、売買契約において売り主が所有権を留保している場合、買い主を取得者または所有者とみなして課税することができるなどを定めたものであります。

次に、20、21ページをごらんください。第81条の2につきましては、改正前の第80条の2の規定されていた日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について定めるものであります。

第81条の3につきましては、環境性能割の課税標準について軽自動車の取得価格とすることを定めるものであります。

第81条の4につきましては、環境性能割の税率について規定したもので、取得した軽自動車の環境性能に応じ、1%、2%及び3%と定めるものであります。

第81条の5につきましては、環境性能割の徴収の方法について申告納付とすることを定めるものであります。

第81条の6につきましては、環境性能割の申告納付については軽自動車のナンバープレート交付などの手続の際、行うことについて定めるものであります。

次に、22、23ページをごらんください。第81条の7につきましては、納税義務者が正当な事由が

なく申告等をしなかった場合、10万円以下の料金を科すことについて定めるものであります。

第81条の8につきましては、環境性能割の減免について、公益のため直接専用する者、または身体障がい者などが取得するものについて定めるものであります。

第82条につきましては、軽自動車税を種別割に名称を変更するなどの規定を整備するものであり、現行からの区分や税額の変更はございません。

次に、24、25ページをごらんください。第83条から28、29ページの第91条までにつきましては、いずれも軽自動車税を種別割に名称を定めるものや、引用する条項の整備を行うものであります。

次に、30、31ページの中段をごらんください。ここからは附則の改正となります。附則第15条の2につきましては、環境性能割の賦課徴収の特例について、当分の間、栃木県が賦課徴収することを定めるものであります。

附則第15条の2の2につきましては、環境性能割の非課税の特例について、日本赤十字社が所有する軽自動車について県の定めにより環境性能割を課さないことを定めるものであります。

附則第15条の2の3につきましては、環境性能割の課税免除について、当分の間、県の定めにより環境性能割を免除することを定めるものであります。

附則第15条の3につきましては、環境性能割の減免の特例について、身体障がい者等が取得する軽自動車については、県の定めにより環境性能割を減免するという特例を定めるものであります。

次に、32、33ページをごらんください。附則第15条の3の2につきましては、環境性能割の課税免除及び減免の申請の特例について、県知事へ提出することを定めるものであります。

附則第15条の4につきましては、環境性能割の申告納付の特例について、当分の間、県知事が行うことを定めるものであります。

附則第15条の5につきましては、環境性能割の賦課徴収を当分の間、県が行うことに伴い、事務に必要な費用を補償するため、栃木県が栃木市に徴収取扱費を交付することを定めたものであります。

附則第15条の6につきましては、環境性能割の税率の特定について、営業用軽自動車の環境性能割の税率を当分の間、0.5%、1%及び2%に軽減する特例を定めるものであります。

附則第16条につきましては、種別割の税率の特例の規定について、種別割の字句の追加及び引用条項の整理を行うものであります。

なお、改正前の同条第2項から第7項及び36、37ページ、最下段にあります附則第16条の2につきましては、軽減税率の適応を受ける軽自動車の範囲について、今後の税制改正において自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向を勘案し、見直しを行うことになっているため、削除するものであります。

次に、ページが飛びまして、40、41ページをごらんください。こちらも附則の改正となります。附則第6条につきましては、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車に対

しての経過措置を定めたものでありますが、軽自動車税の種別割においても引き続き措置をするため、名称の追加及び引用条項の整理を行うものであります。

次に、44、45ページをごらんください。附則の改正となります。附則第6条につきましては、環境性能割の導入により引用条文の第19条第3項が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

なお、附則の非課税、課税免除及び減免に係る規定につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を当分の間、栃木県が行うことになっておりますことから、県内、市、町で統一した内容となっております。

新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の39ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、40ページをごらんください。条例の改正文となりますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明させていただきます。

ページが飛びまして、49ページをごらんください。49ページ、中段にあります附則第1条、施行期日ではありますが、この条例は平成31年10月1日から施行するというものであります。

次の第2条及び第3条につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上、施行するものであります。

以上がこのたびの改正の主な内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） わかったようでちょっとわかっていないところがあるのですが、簡単に言うと、まず、たしか一番最初に言ったのは法人税ですか、これが多分上がるのかなという、割合が、だと思ったな、ちょっと今めくっているのですけれども、それと軽自動車の環境税ということで、新しい車で今の環境の車に対しての一応移行しながら、そういうのを進めていくというような雰囲気の話だと思うのですが、それによって今2つ言いました、前段は法人税だか何だったかな、割合がちょっとアップするのかなというのと、軽自動車の関係で。現状からどういうふうになるのか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、簡単に結構です、わかりやすく。罰則みたいなものがあるような、申告漏れがどうのこうのという、その辺もちょっとご説明願います。



○委員長（福田裕司君） 海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） まず、法人税割のことなのですが、現行は法人税割ということで12.1%課税されていますので、この率が8.4%に変わるということです。それが今年の10月1日から改正するわけですが、それ以降の事業年度の会計になりますので、影響するのは平成32年の10月からということになるかと思えます。税率が下がります。

それと、軽自動車のほうなのですが、今まで軽自動車税というのがありましたが、それがまず種別割という名称に変わります。こちらについては、税率が変わりませんので、名称が変更になっただけです。

それと、自動車には購入した場合に取得税というのがかかっていたと思うのですが、それが環境性能割ということになりますので、これが普通自動車と申しますか、自動車と軽自動車に分かれまして、軽自動車のほうが税金のほうで入ってくるということになります。これも今年の10月1日からの施行になります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もう一つ、申告義務というか、漏れがどうのこうのちょっとあったのですが、そこら辺もうちょっとお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 軽自動車につきましては、登録を新車購入時に登録してくださいということです。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 先ほどの天谷委員の最後の質問で幾らかわかったのですが、要するにキーワードは種別割と環境性能割です。私たちは市民の方にわかりやすく説明する義務があるのです。1分ぐらいでこの法律はどういうのですよというところだけちょっと。こういうことでいいわけですか、確認します。軽自動車税という名称は、今までどおり残ります。それはないの。

〔「残らない」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷正夫君） 残らない。では、もう一回お願いします。1分間でお願いします。

○委員長（福田裕司君） 海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 軽自動車税につきましては、今までは自動車税ということで4月1日、所有者につきまして課税されていたわけですが、今後は軽自動車の種別割という名称になります。それと、今度は軽自動車を購入した場合、今までは取得税というのがかかっていたと思うのですが、これについては環境性能割という名称で納付ということになります。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そのことについてはわかりました。

値段の多い少ないはないということですのでよろしいわけですね、払う側にとって。

○委員長（福田裕司君） 海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 軽自動車の種別割については、税率の変更はございません。ただし、環境性能割につきましては、今後自動車の環境に応じて1%、2%、3%の課税というふうになってきます。

○委員（針谷正夫君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） では、19ページに先ほども天谷委員が触れたのですが、法人税が100分の12.1から8.4%に下がると。逆に行政の立場からいえば税収が少なくなるということになるかと思いますが、どれぐらいを見込んでいるというか、予測をしているということになるのでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 法人税の引き下げにつきましては、施行日が本年10月1日からでありますので、適用を受けるのはその日の以降に事業年度分であります。影響が出るのは来年10月1日以降の決算以降でありますので、平成31年度中には影響はないと思われまます。ちなみに平成32年度は半年分で約2億6,000万円の減、平成33年度につきましても2億3,000万円の減となる見込みでありまして、合わせますと5億3,000万円の減となると見込んでおります。ただし、減額分につきましては市の財政指数に応じて国からの交付税としての補填が見込まれております。

以上です。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 国からの補填があるということは、それまで含めますとどういうことになりますか、市税への影響というのは。

○委員長（福田裕司君） 海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 国からの交付税という金額がちょっとわからないのですが、法人税割としては5億3,000万円減収になるということです。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと今ぱつと頭の中に浮かんだのですけれども、見通しなのですから、軽自動車がそういうふう環境性能割ですか、当然今度普通車にかかってくるのか、何か準備段階で国のほうもいろいろやっているのかなというふうには当然思うわけです。これ担当として、次は今度普通車だの、大型車だの、当然そういうふう変わってくるのだらうと思います、そういうふう世の中変わっていますので。だんだん、だんだん、要望も言うてしまうのですけれども、できるだけわかりやすいようなことで進めてもらいたいと思うのですが、担当課としては今後のこういう車に対しての当然導入される方向は何か考えがあったら。

○委員長（福田裕司君） 海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） 軽自動車税につきましては、市税条例の中に入りますので、市が取り扱っておりますが、それ以上の普通乗用車とか大型車につきましては、国のほうで取り扱っておりますので、そちらと同様に軽自動車も名称変更なりしていくことだと思いますが、今後も自動車につきましてはハイブリッドといたしますか、環境にいい車両になってくると思いますので、当然それに税収もかかってきますので、税額が少なくなってくるということで見込んでおります。

○委員長（福田裕司君） 杉山財務部長。

○財務部長（杉山知也君） 環境性能割についてちょっと詳しい、詳しくもないですけども、簡単にもうちょっと私のほうから補足説明させていただきますと、皆さん車買ったときに自動車取得税というのを払うと思います。あれは県税なのです。県税で、それは普通車とか軽自動車とか営業車、そういったものについて自動車取得税ということで、県税に今まで払っていたわけです。そのうちの軽自動車分だけが今度は自動車取得税が消費税の増税に伴って環境性能割になるのですが、そのうちの軽自動車の分だけの、軽自動車のいわゆる取得税については今度は市税になるということです。普通車とかはそのまま、普通車とか営業車、それは従前どおり県税になるのですが、取得税のうちの軽自動車分については市税になるということで、ちょっと補足の説明をさせていただきました。

以上です。

○委員長（福田裕司君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、議案第25号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田嶋選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） おはようございます。

ただいまご上程いただきました議案第25号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

議案書は61、62ページ、議案説明書は73ページから75ページになります。まず、議案説明書により説明いたしますので、73ページをごらんください。初めに、提案理由であります、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります、市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの公費負担に係る規定を加えるもので、第1条、第9条、第11条及び第12条関係になります。内容は、これまでは選挙においてビラの頒布は国政選挙や地方公共団体の長の選挙のみ配布できることとなっておりますが、今回の改正で都道府県及び市議会議員の選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、地方公共団体の長の選挙と同様に候補者が選挙運動のためのビラの頒布ができることとされたものであります。その枚数につきましては、都道府県の議会の議員の選挙においては1万6,000枚、政令指定都市以外の市の議会の議員の選挙においては4,000枚としております。また、頒布可能となったビラにつきましては、条例で定めるところにより、その作成について公費負担とすることができるようになっており、栃木市議会議員の選挙につきましても栃木市長の選挙と同様にビラの作成に係る経費について公費負担としようとするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の74、75ページをお開きください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず第1条及び第9条の改正につきましては、栃木市議会議員選挙が加わりますことから、今まで公費負担をしていた栃木市長選挙におけるという限定表現を削除した改正となっております。

続いて、第11条及び第12条の改正につきましては、栃木市議会議員選挙が加わりますことから、栃木市長選挙と合わせ2つの中から「選挙の区分に応じ」という表現を加えた改正となっております。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の61ページをお開きください。こちらは、制定文となりますので、説明は省略させていただきます、次の62ページをごらんください。改正文であります、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則につきましてご説明いたします。施行期日として、この条例は公布の日から施行する。適用区分としまして、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

福富副委員長。

- 副委員長（福富善明君） 基本的な考えですけれども、ビラの配布については告示になってから配布ということになるのですか、告示前でいいのですか。
- 委員長（福田裕司君） 田嶋選挙管理委員会事務局次長。
- 選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） 立候補届け出をしてからの配布ということになります。
- 委員長（福田裕司君） 関口委員。
- 委員（関口孫一郎君） 基本的なことなのですが、市議会議員の場合4,000枚というただいまご説明ございました。これに関しては、証紙を張るとか、そういった部分のことがあるのでしょうか、確認ということで。
- 委員長（福田裕司君） 田嶋選挙管理委員会事務局次長。
- 選挙管理委員会事務局次長（田嶋 亘君） 市長選用のビラの証紙と同様に、ビラ証紙を張ることになります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（福田裕司君） 次に、日程第6、議案第26号 栃木市特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第26号 栃木市特別会計条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は63、64ページ、議案説明書は76ページであります。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の76ページをごらんください。本条例の提案理由であります、千塚産業団地においては平成30年6月に事業用地の取得が完了したことに伴い、千塚町上川原産業団地特別会計を廃止するに当たりまして、栃木市特別会計条例を廃止することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の63ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、次の64ページをごらんください。栃木市特別会計条例は廃止するものであります。

附則につきましては、平成31年4月1日から施行すること、また経過措置といたしまして千塚町上川原産業団地特別会計に係る平成30年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第7、議案第8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については読み上げは省略していただいて結構でございます。

寺内財政課長。

○財政課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第8号 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17億3,815万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ635億3,474万8,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費は、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表、繰越明許費によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第4条、債務負担行為の追加は、第4表、債務負担行為補正による、第2項、債務負担行為の変更は、第5表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第5条、地方債の変更は、第6表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、5ページ、6ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、継続費補正変更につきましては、所管外となりますので、説明を省略させていただきます。

7ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正であります。所管関係部分のみ説明させていただきます。1行目の2款1項地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）につきましては、基本計画策定業務委託として債務負担行為を設定し、平成30年、平成31年度で執行しておりますが、平成30年度に前払金の請求がないため、繰り越させていただくものであります。

11ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（追加）及び第5表、債務負担行為補正（変更）につきましては所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。第6表、地方債補正（変更）であります。本表は、左側が補正前、右側が補正後となっております。左側の補正前の起債目的欄の1行目、健康福祉施設整

備事業から一番下の文化財保護施設整備事業まで、計11件について起債の限度額を変更するものがあります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、39ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。39ページは歳入、次の40、41ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明させていただきます。

42ページ、43ページをお開きください。1款2項1目1節現年課税分は、補正額8,200万円の減額であります。説明欄の現年課税分につきましては、償却資産が当初予算の見込額を下回ったことから減額補正するものであります。

次に、8款1項1目1節自動車取得税交付金は補正額5,220万円の減額であります。説明欄の自動車取得税交付金につきましては、これまでの交付実績などを勘案し、減額補正するものであります。

46ページ、47ページをお開きください。中段の16款1項2目1節利子及び配当金は、補正額1,701万6,000円の減額であります。所管関係部分は、説明欄の大澤基金利子から減債基金利子まででありまして、当初予算に預金利率を0.2%で見込みましたところ、実際にはそれよりも低利率で推移したことから減額補正するものであります。

次の、16款2項1目1節土地売払収入は、補正額2億2,255万7,000円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、法定外公共物の売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が当初予算の見込みを上回ったことから増額補正するものであります。

48ページ、49ページをお開きください。中段の17款1項5目1節消防施設費寄附金は、補正額9万9,000円の増額であります。説明欄の消防施設費寄附金につきましては、消防体制充実のための企業からの寄附金を増額補正するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額3億7,875万1,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、13目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金は、補正額120万円の減額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター活用事業費の財源の一部として、ふるさと応援寄附金を充てることとしたため、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、19目1節庁舎建設基金繰入金は、補正額668万6,000円の減額であります。説明欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、本庁舎エスカレーターリニューアル工事が当初見込みよりも低額で契約できたため、基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、下段の21款市債であります。恐れ入りますが、お手元のタブレットにて平成30年度一般会



計補正予算（第5号）21款市債資料という資料をごらんください。補正予算書の説明欄につきましては、起債の種類ごと細かく分類されておりますので、今回補正する理由等をまとめた資料を作成し、タブレットにて議員の皆様にご提供させていただきましたので、個々の説明は省略させていただきます、総額のみをご説明いたします。

補正予算書の52ページ、53ページをお開きください。1目民生債から6目消防債までの補正合計額は、下の行のとおり11億3,560万円の減額であります。

以上で歳入について説明を終わります。

引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたします。

54ページ、55ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額452万5,000円の減額であります。説明欄の議員人件費であります。昨年12月に議員1名の辞職による報酬の減額などにより、減額補正するものであります。

56ページ、57ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額6,249万5,000円の減額であります。説明欄の特別職人件費であります。市長、副市長の給与等について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の職員人件費であります。職員の給与について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、職員健康診断において不用額が見込まれることなどにより、減額補正するものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金職員手当につきましては、早期退職者募集による応募が少なかったことなどにより、不用額を減額補正するものであります。

次の臨時職員共済費につきましては、育児休業の代替等として雇用する臨時職員が当初見込みよりも少なかったことにより、健康保険料等、臨時職員に係る共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、育児休業の代替等として雇用する臨時職員が当初見込みよりも少なかったことにより不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額1,293万4,000円の減額であります。説明欄の広報事業費につきましては、広報とちぎ印刷、広報紙編纂業務委託及び広報紙配送業務委託において、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附のマスコットキャラクター活動支援事業に対する寄附金の減額により、積立金を減額補正するものであります。

次のホームページリニューアル事業費につきましては、システム構築業務委託において、入札執

行残が生じたことから減額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額1,300万円の減額であります。説明欄の減災基金積立金及び財政調整基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減になったことにより減額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額2億1,958万2,000円の増額であります。説明欄の処分可能財産売却事業費につきましては、栃木駅前ボランティアルーム解体工事において、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次の庁舎建設基金積立金及び大澤基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減になったことにより減額補正するものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、歳入の法定外公共物売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が増となったことにより増額補正するものであります。

次の本庁舎エスカレーターリニューアル事業費は、当該工事において低額での契約となったことから減額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額5,290万5,000円の減額であります。説明欄のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の一部を本年度の各種事業の財源として利用するため、積立金を減額補正するものであります。

次に、10目情報システム管理費は、補正額358万6,000円の減額であります。説明欄の情報端末管理費（栃木）につきましては、パソコン等の更新におきまして、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次の内部情報系サーバー管理費につきましては、ソフトウェアの更新におきまして、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次に、14目諸費につきましては、補正額1,348万8,000円の増額であります。所管関係部分は説明欄の1行目、市民協働まちづくりファンド積立金でありまして、ふるさと応援寄附の市民活動で栃木づくり事業に対する寄附金の一部を市民活動推進センター管理運営費の財源として利用するため、積立金を減額補正するものであります。

続きまして、86ページ、87ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額854万4,000円の減額であります。説明欄の消防ポンプ自動車等購入事業費であります。消防ポンプ自動車2台の購入について、入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次の消防団器具置場等整備事業費であります。器具置場等整備工事について入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次の消防庁舎整備事業費につきましては、物件調査業務及び測量調査業務について入札執行残が生じたことから減額補正するものであります。

次の消防基金積立金につきましては、消防施設費寄附金の増により積立金を増額補正するもので

あります。

以上をもちまして平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号）に係る関係部分について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願ひます。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ありがとうございます。

57ページのほうの歳出なのですが、真ん中でホームページのリニューアル事業、残額が残った、いいのだから、悪いのだからわかりませんが、市民から若干というのかな、使いづらいのだと、こんな意見は聞いていないのかな。なれもあるのだろうけれども、前のほうがよかったという意見もあるのです。それがなれなのでしょうけれども、入りにくいということがあるようなのです。まずこちら辺の状況を把握しているのかを確認したいと思ひます。

○委員長（福田裕司君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

そういった声も少しありまして、というのはちょっとシステムというか、構成が変わってきているので、若干今までのものになれていた方、特に使われていた方は若干その辺は違和感があるのかなというのは認識しているところでございまして、また検索についても機能は上がるのですが、今までのデータと新しいものが混同していて、検索しづらくなっている状況が少し続いていたものは認識しておりまして、その辺については間もなく解消できるというふうに思ひています。そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（福田裕司君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） その少しのほうの意見が大切なのです。というのは、ずっと使ってきたわけですから。たまに使う人も大事なのですけれども、ある程度情報収集してくれる方々がそういう意見だったので、そこら辺を大事にしたいということをお言ひさせてもらっているのですが、やっぱり何らかの形で情報でしょうから、今多分途中、最近までまだだめなのです。何か入りづらいのだということなので、そういうことを何かちょっと広告ではないのですけれども、やれたらいいのではないかなというふうに思ひますが、いかがですか。

○委員長（福田裕司君） 福田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（福田栄治君） その辺はホームページの中でも少し使いづらく、検索がしづらくなっているといった理由も載せて、広報はしているつもりでございます。

○委員長（福田裕司君） よろしいですか。

福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 87ページ、消防団機械器具置場等整備事業費、625万円の減となっております。総金額と、なぜこの減になったか、詳細に教えていただきたいのですが。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） 減になりました件に関しましては、建築費が安く済んだということでございます。

○委員長（福田裕司君） 福富副委員長。

○副委員長（福富善明君） 私の思うところは、やっぱり業者のほうで金額が低価格かなと思ってちょっと心配したのですけれども、そういうことではないですね。

○委員長（福田裕司君） 小川消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（小川信幸君） そういうことではございません。

〔「そういうこと」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（小川信幸君） 違います。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 57ページの下から、このふるさと応援基金積立金で5,290万5,000円の減は、本年度の事業に使ったためというふうなご説明がありましたけれども、具体的には何の事業に使われたかお尋ねいたします。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策課長（増山昌章君） ご説明をいたします。

ここで少し先ほどの説明に加えさせていただきますと、12月に補正をさせていただいておりまして、ここにありますふるさと応援基金というのは、市長おまかせコースでございまして、ただ12月のときには今年全体で増額が見込めるということで、4,500万円をここに一旦積ませていただいたというような経緯がありまして、今回そういったことから補正減の額が5,200万円というふうに大きくなってございますが、最終的に市長おまかせコースの見込額は大体3,000万円ほどというふうに考えております。今年の事業に充当するという部分のご説明をさせていただきましたけれども、実際にこの中で充てさせていただく予定といたしましては、今年度の国際交流協会の補助金等、一般財源で予定しておりますものに今年の事業としては充てさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（福田裕司君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 確認しますけれども、本年度というのは平成31年度という、今話題になっている平成31年度予算にということなのですか、そうではなくて平成30年度ということですか。

○委員長（福田裕司君） 増山総合政策課長。

○総合政策課長（増山昌章君） 今ご説明申し上げましたのは、平成30年度です。今回の平成30年度の最終的に今一財で用意しております、予定しております事業に一部充てさせていただきたいというところでございます。

○委員長（福田裕司君） どうですか。ほかに。

〔「わかりました。了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第8号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田裕司君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

（午前10時23分）